

不動産広告における表示の規約改正、所要時間の規定強化などを9月から施行

不動産公正取引協議会連合会は、「不動産の表示に関する公正競争規約・同施行規則」の改正について、公正取引委員会及び消費者庁の認定・承認を受け、2022年9月1日に施行すると発表した。

不動産広告における表示の基準や掲載事項を定めた自主規制ルール

全国9地区の不動産公正取引協議会では、会員の不動産業界団体に所属する不動産事業者が守るべき自主規制ルールを運用し、そのルールを公正取引委員会と消費者庁から認定を受けていて、「不動産の表示に関する公正競争規約」や「表示規約施行規則」は約10年ぶりの大改正となるが、主な改正点をいくつ紹介する。

物件種別に「一棟売りマンション・アパート」を新設

ショーン・アパート」を新設。また、必要な表示事項を定めた一覧表に「一棟売りマンション・アパート」を追加し、広告掲載の際に必要な表示事項を追加。

■本広告を実施すべき広告媒体の変更

予告広告を実施した後に行う必要がある「本広告」について、予告広告と同一媒体（同一エリア）で行う他、インターネット広告のみでも可能とする規定を追加。

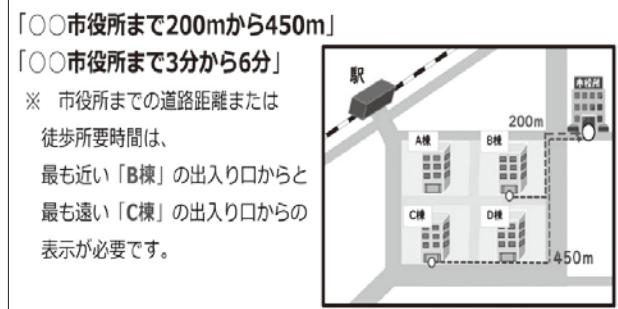
■電車等の所要時間の規定を強化

「通勤時の所要時間が平常時の所要時間を著しく超えるときは通勤時の所要時間を明示すること」と規定していたが、「朝の通勤ラッシュ時の所要時間」を明示し、平常時の所要時間を明示して併記できる」と変更。また、「乗り換えを要するときは、その旨を明示する



2022年
10月号

物件から駅や商業施設までの所要時間や道路距離



出典：不動産公正取引協議会連合会「表示規約・同施行規則の主な改正点を解説したリーフレット」

「こと」と規定していたが、その旨を明示し、所要時間に乗換えに概ね要する時間を含めること」になりました。これは、時間の算出には、インターネットの乗換案内サイトの利用が可能。■物件から駅や商業施設等までの所要時間や道路距離の規定を強化においては、「建物の出入口を起点」とすることを明文で定めました。これもひとえに、この会報誌を送付させていただいているオーナー様を初め、関係各社の皆様のお陰でありますと心より感謝申しあげます。

過去の販売価格の公表日および値下げした日を明示すること

・比較対象とする過去の販売価格は、値下げ前の直前の価格であって、値下げ前に2ヶ月以上にわたり実際に販売のために公表していた価格であること

・過去の販売価格の公表日および値下げの条件は、以下のとおり。

「直前の価格で2ヶ月以上」販売していれば可能。できない」としていたが、過去の販売価格を比較対象とする二重価格表示によって、「直前の価格で2ヶ月以上」販売していれば可能。過去の販売価格を比較対象とする二重価格表示をするための条件は、以下のとおり。

過去の販売価格の公表日および値下げした日を明示すること

・比較対象とする過去の販売価格は、値下げ前の直前の価格であって、値下げ前に2ヶ月以上にわたり実際に販売するために公表していた価格であること

・過去の販売価格の公表日および値下げの条件は、以下のとおり。

過去の販売価格の公表日から、二重価格表示を実施する日まで、物件の価値に同性が認められるものであることを

・過去の販売価格の公表日から、二重価格表示を実施する日まで、物件の価値に同性が認められるものであることを

・土地(現況有姿分譲地を除く)または建物(共有制リゾートクラブ会員権を除く)についての表示であること

また、販売戸数(区画数)が2以上の分譲物件においては、最も近い住戸(区画)までの徒步所要時間等も併記することに。■二重価格表示の規定を緩和について、最も遠い住戸(区画)までの徒步所要時間等も併記することに。

2014年7月に創刊した「ケイアイ通信」も、今月で第100号という節目を迎える事が出来ました。

その間、様々な社会情勢の変化に伴い、グループ各社も数々の改革を行い、今日まで順調に成長してまいりました。これからもひとえに、この会報誌を送付させていただいているオーナー様を初め、関係各社の皆様のお陰でありますと心より感謝申しあげます。

この会報誌を発刊するにあたり最も重視したのは、社員を含めたグループ各社の事をもつと知つてもらいたいといふ思いでした。皆様方と接する機会のある社員は限られています。ご紹介出来たのは管理職社員が中心でしたが、今後もグループ各社と共に成長する社員を出来るだけ多くご紹介出来ますので、ご指導、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

黒木代表のひとことコラム

2014年7月に創刊した「ケイアイ通信」も、今月で第100号という節目を迎える事が出来ました。

その間、様々な社会情勢の変化に伴い、グループ各社も数々の改革を行い、今日まで順調に成長してまいりました。これからもひとえに、この会報誌を送付させていただいているオーナー様を初め、関係各社の皆様のお陰でありますと心より感謝申しあげます。

この会報誌を発刊するにあたり最も重視したのは、社員を含めたグループ各社の事をもつと知つてもらいたいといふ思いでした。皆様方と接する機会のある社員は限られています。ご紹介出来たのは管理職社員が中心でしたが、今後もグループ各社と共に成長する社員を出来るだけ多くご紹介出来ますので、ご指導、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

参考／不動産ジャパン2022年9月14日の記事より

やはり人財育成や部下との関わり方が難しいと感じています。現在、私の部下は2人とも女性です。日頃からすごく頑張っています。現在、私の部下は2人とも女性です。

■今期から店長に昇格しましたが、店舗運営は順調ですか？

私はこの店舗で、店長が不在のままリーダー、そしてその後1年間副店長としてやってきましたので、店舗での業務自体は問題ありません。ただし、正式に店長を拝命してみると、急に責任の重さを痛感させられています。今まで副店長という事に甘えていた部分が多少あつたのかもしれません。もつともつと頑張らなきやいけないと思っています。

■仕事で何か迷っている事はありますか？

業務そのものというより、

ネットの充実が勝負を分ける、実際に住むイメージを掲ぎ立てるサイト構築を目指して。

■今期から店長に昇格しましたが、店舗運営は順調ですか？

私はこの店舗で、店長が不在のままリーダー、そしてその後1年間副店長としてやってきましたので、店舗での業務自体は問題ありません。ただし、正式に店長を拝命してみると、急に責任の重さを痛感させられています。今まで副店長という事に甘えていた部分が多少あつたのかもしれません。もつともつと頑張らなきやいけないと思っています。



(株)ケイアイホーム神辺店 店長 朝野和平

堀江社長の役員室だより

(株)ケイアイホーム (株)ケイアイコミュニケーションズ代表取締役社長 堀江祐樹

■その内容についてはいかがですか？

■事案の概要◆

土地及び建物には根抵くられているので本当に助かりていますが、仕事な

で時には厳しい事も言わなければならぬ場面も

あります。そんな時、どう

う気遣いが必要なのか、

接し方が良く分からぬ

部分もあります。更には、

これまでの経験から写真

が多いほど訴求力が高く

なると確信しています。

■更なる売上アップのために、どんな事に取り組んでいますか？

営業戦略としては、今はとにかくネットの充実に力を入れています。まずは掲載物件数の増加に取り組んで、今期になつてからは掲載数を100件ほど増やしました。お客様のニーズや好みは様々なので、これに対応する物件をラインアップしておかないと勝負にならないと考えています。

朝野和平プロフィール
◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆
生年月日 / 1991年2月20日
出身地 / 広島県
血液型 / A型
入社年 / 2017年
◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆
趣味 / 特になし
好きな食べ物 / カレー
資格 / 保育士、幼稚園教諭
家族 / 妻
座右の銘 / 時は金なり
心事 / 子育て



不動産関連のトラブル事例 その90

国土交通省「不動産トラブル事例データベース」より様々な事例を紹介

今回は、「競売妨害に当たる暴力団の占有と損害賠償」についてです。

◆事案の概要◆

当権が設定されていたところ、平成6年1月18日に競売開始が決定し、平成7年7月最低売却価額を約3,204万円として期間入札が実施された。その後の数回にわたる期間入札の後平成11年6月、指定暴力団組長Yは本件建物の占有を開始した。その後さらに数回にわたり期間入札が実施され、平成14年8月の最低売却価額は699万円であった。債権者であるXは、Yが本件競売を妨害したとして、(ア)得べかりし配当金500万円と(イ)その遅延による約331万円の損害を被ったとして、提訴した。一審は(ア)Yは、本件競売を妨害したものと認められ、最低売却価額を9

◆判決の内容◆

競売対象の建物を暴力団事務所として使用し、かつ同建物敷地の一一部を得が、競売を妨害し担保権者に対する不法行為となり、不法占有が終了し価値が回復するとしても、これをもつて法秩序を無視する不法行為者が負うべきであろう損害賠償義務が軽減されると解する事はきわめて不当であり、Xには500万円を超える損害が生じたとして、最低売却価額の下落が対象不動産の交換価値の減少と認められた。

※出典・国土交通省「不動産トラブル事例データベース」

全国の家賃・間取り動向及び グループ内の問い合わせ動向

「データCLIP」ケイアイお役立ち情報

■全国賃貸物件家賃動向

都道府県	1部屋		2部屋		3部屋		総平均賃料		東京100%
	(円)	前年同月比	(円)	前年同月比	(円)	前年同月比	(円)	前年同月比	
埼玉県	54,190	2.4%	64,003	0.7%	72,372	-1.6%	60,931	0.6%	83%
千葉県	54,494	0.6%	60,322	0.2%	71,168	0.0%	58,913	0.0%	81%
東京都	69,442	1.1%	85,101	0.2%	91,150	1.0%	73,160	1.0%	100%
神奈川県	61,168	4.1%	76,852	2.6%	86,071	2.3%	68,747	2.5%	94%
愛知県	51,319	5.2%	58,851	2.6%	62,936	2.2%	55,404	1.8%	76%
奈良県	47,209	-6.8%	56,513	4.8%	74,500	28.3%	55,054	3.3%	75%
京都府	53,808	2.1%	71,577	1.4%	77,746	-0.1%	58,195	1.7%	80%
大阪府	57,407	4.2%	67,294	-0.7%	74,395	3.4%	61,855	2.9%	85%
兵庫県	50,684	-1.8%	56,708	-2.6%	69,240	0.7%	56,317	-1.9%	77%
鳥取県	38,617	2.0%	46,659	2.0%	57,609	-2.0%	4,380	0.9%	60%
岡山県	46,158	5.2%	55,774	4.0%	62,796	1.7%	50,997	4.8%	70%
島根県	43,774	0.4%	54,559	2.5%	58,142	-9.3%	50,342	-0.1%	69%
広島県	47,007	-2.4%	58,925	-0.9%	66,798	-0.9%	52,543	-2.3%	72%
山口県	39,648	0.2%	51,369	1.2%	59,442	2.5%	47,385	0.4%	65%
徳島県	40,165	1.1%	51,453	6.0%	56,461	-9.1%	48,999	1.8%	67%
香川県	41,565	1.0%	49,189	3.0%	52,492	-3.3%	46,973	0.3%	64%
愛媛県	39,782	2.3%	48,231	-3.1%	54,931	4.4%	46,282	1.8%	63%
高知県	41,742	1.8%	53,215	1.0%	60,533	2.1%	48,676	2.1%	67%
福岡県	48,089	0.2%	5,357	1.7%	68,925	-0.6%	55,930	0.6%	76%
全国	51,042	4.2%	58,330	-2.6%	66,102	-0.9%	55,348	-1.5%	76%

※資料出所：㈱全管協共済会 小額短期保険契約実績より

※総平均賃料は、1部屋から3部屋まですべてのデータより算出したものです。

■お客様から当グループへの物件問い合わせ家賃動向(参考)

所在地	1部屋		2部屋		3部屋		総平均賃料		東京100%
	(円)	前年同月比	(円)	前年同月比	(円)	前年同月比	(円)	前年同月比	
広島市/廿日市	50,933	3.8%	61,011	-2.2%	73,006	0.6%	56,646	-2.4%	77%
三原市	43,830	-2.0%	55,136	1.2%	61,048	14.0%	50,879	3.1%	70%
福山市	45,148	-3.3%	51,419	-2.7%	65,234	7.8%	51,895	-0.5%	71%
倉敷市	47,115	10.6%	56,012	8.3%	56,767	-18.6%	53,221	0.5%	73%
岡山市	42,368	-11.8%	52,286	0.8%	68,284	7.5%	49,229	-8.3%	67%

賃貸経営者が知っておきたい “あれ屋これ家” 税務編 100

岡山さくら税理士法人
代表税理士 吉田陽介



皆様こんにちは。コロナの状況ですが、河野デジタル相がCOCO Aの機能停止の方針を明らかにしました。(時期は未定ですが)

今後は、コロナと共に存する社会を目指すのだと思います。

さて、今月から「消費税インボイス制度」についてシリーズでご説明します。

同制度は令和5年10月1日からの導入が決まっています。残り1年を切り、同制度に関する問い合わせが増えるかもしれません。オーナー様も対応を求められるケースがあります。

その具体的例は来月以降にご説明しますが、オーナー様は早めに検討する必要がありまます。同制度をご理解頂く前提として、そもそも「消費税の仕組み」をご説明します。皆様は買い物の際、消費税10%を支払っています。

皆様は買取を求めるオーナー様は早い段階で、その具体的な対応を求めていました。

①控除ができる消費税の取り扱いが厳しくなります。したがって、引上Cの立場の人にとって、Bが納める消費税が増えるので、Cとの取引をBが敬遠する

ます。この消費税10%はどういう仕組みで税率は10%をBへ支払います。Bは「Aから預かった商品を購入し消費

者)がB(=小売業)から商品を購入し消費

務署へ納められるのでしょか。A(=消費

を明らかにしました。

Aの機能停止の方針を明らかにしました。(時期は未定ですが)

今後は、コロナと共に存する社会を目指すのだと思います。

さて、今月から「消費税インボイス制度」についてシリーズでご説明します。

同制度は令和5年10月1日からの導入が決まっています。残り1年を切り、同制度に関する問い合わせが増えていました。

オーナー様も対応を求められるケースがあります。

その具体的例は来月以降にご説明しますが、オーナー様は早い段階で、その具体的な対応を求めていました。

①控除ができる消費税の取り扱いが厳しくなります。したがって、引上Cの立場の人にとって、Bが納める消費税が増えるので、Cとの取引をBが敬遠する

ます。この消費税10%はどういう仕組みで税率は10%をBへ支払います。Bは「Aから預かった商品を購入し消費

者)がB(=小売業)から商品を購入し消費

務署へ納められるのでしょか。A(=消費

を明らかにしました。

Aの機能停止の方針を明らかにしました。(時期は未定ですが)

今後は、コロナと共に存する社会を目指すのだと思います。

さて、今月から「消費税インボイス制度」についてシリーズでご説明します。

同制度は令和5年10月1日からの導入が決まっています。残り1年を切り、同制度に

消費税インボイス制度～その1～